官学連携に関する基本協定書

所沢市·西武学園医学技術専門学校

官学連携に関する基本協定書

所沢市 (以下「市」という。) と西武学園医学技術専門学校 (以下「専門学校」という。) は、市の行政活動に専門学校が保有する知的財産をまちづくりの資源として活かし、豊かな地域社会を創造するため、相互連携を通じて「協働によるまちづくり」を推進する。

市と専門学校は、このような認識を共有し、相互発展に資するため連携・協力することに合意した証として協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、市と専門学校が包括的な連携のもと、福祉、環境、 教育、文化、芸術などの分野において相互に協力し、地域社会の発展と 人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

- 第2条 市と専門学校は、次の事項について、相互に必要な支援と協力を 行う。
 - (1) 社会福祉の充実に関する事項
 - (2) 都市環境の保全・創出に関する事項
 - (3) 教育・文化の発展に関する事項
 - (4) 産業振興に関する事項
 - (5) 地域コミュニティの発展に関する事項
 - (6) 人材育成に関する事項
 - (7) その他、専門学校と市が必要と認める事項

(協議事項)

第3条 協力の内容や方法及びその成果の利用条件等については、市と専門学校の間で協議するものとする。また、この協定に関して疑義を生じた事項については、双方で調整することとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、双方の代表者が署名した日に発効し、有効期間は5年間とする。ただし、期間満了前6ヶ月にあたる日までに市又は専門学校から異議の申し立てがない場合には、5年ごとに自動更新されるものとし、以後同様とする。

この協定書は2通作成し、所沢市と西武学園医学技術専門学校がそれ ぞれ1通を保有する。

平成26年 8月18日

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市

所沢市長



所沢市泉町1806番地 西武学園医学技術専門学校

校 長

